考える!? インターネット



第六回

技術革新の波紋 P2Pを例に法制度の変化を見てみよう

宮下 佳之(弁理士) illust.: Ori Harumi

先月号の松倉先生の問いかけ

著作権やブライバシーの問題でも新しいインフラのため に考え方を変更しなければならない場面が多いと思いま すが、法律そのものの改正や解釈の変更がどのように現 れてきているのでしょうか?

技術革新とともに噴出する著作権問題

インターネットの黎明期には、WWWのよ うなインタラクティブな公衆への送信行為 を、各国間で微妙に異なる著作権法の枠 組みの中でどのように整理するかが盛んに 議論された。その結果、1996年12月20日 に「著作権に関する世界知的所有権機関条 約」が作成され、「公衆への伝達権 (Right of Communication to the Public という概 念が採用されることになった。この条約を 受けて、日本では、1997年6月18日に著作 権法が改正され、WWWのようなインタラク ティブな公衆への配信を「自動公衆送信」 と定義し、「自動公衆送信」をし得るように する行為を「送信可能化」と定義して、著 作権者と著作隣接権者である実演家とレ コード製作者に「送信可能化権」という権 利が認められることになった。

この法改正によって、インターネット上での著作物の利用に関するルールについては一応の整理がついたかのように思われていたが、実際にはその後のさらなる技術革新とともに次々と新たな問題が起きてくることになった。

P2Pによるファイル共有 システムの脅威

その1つの例が、ナップスター(Napster)に代表されるP2P技術によるファイル共有システムである。ナップスター社が提供するソフトウェアであるナップスターを利用すると、ナップスター社のインターネットサイト上で、登録された音楽データファイルの所在を検索できるようになり、ユーザーは、そのファイルを持っている他のユーザーの端末から、音楽データファイルを直接

ダウンロードできるようになる。ナップスターは、1999年以降、爆発的に普及し、音楽CDの販売に、壊滅的な打撃をもたらしかねない状況となった。そのためレコード会社各社は、1999年12月6日、著作権侵害を理由にナップスター社を提訴するにいたり、2000年1月7日には、音楽出版社なども同様に著作権侵害を理由にナップスター社を提訴した。

激しい法廷闘争と ナップスター判決

ナップスター社のサーバーには音楽デー タファイルは保存されていないから、ナッ プスター社自身が直接的に音楽データファ イルを複製しているわけではない。ナップ スター社は、インデックス機能を提供して いるにすぎない。そうすると、権利者側は ナップスター社ではなく、ナップスターを利 用して音楽データファイルをコピーしてい る各ユーザーを訴えなければならないの だろうか。その場合、何百万人もの各ユー ザーごとに、各自がコピーした音楽データ ファイルを特定しなければならないのだろ うか。そもそも、個人的に音楽を楽しむた めにナップスターを利用しているにすぎな い各ユーザーが、著作権侵害の責任を負 うのだろうか。

激しい法廷闘争の末、2001年2月12日、 米国の第9巡回区控訴裁判所は、これらの 問題について、概ね次のように判断した。

各ユーザーの行為について

不特定多数の他のユーザーがファイルを ダウンロードできるようにする行為は、個 人的な目的とは言えないし、音楽CDを購 入しなくても済むようにファイルをダウンロートする行為は営利目的による複製行為で あって、各ユーザーの行為はフェアユース に該当せず、著作権侵害を構成する。

ナップスター社の行為について 各ユーザーのそのような著作権侵害行





photo:Tsushima Takad

intellectual property rights

為を知りながら奨励したナップスター社 は、寄与侵害の責任を負う。

これを受けて、米国の北部カリフォルニア地区連邦地方裁判所は、2001年3月5日、ナップスター社に対して、原告らから指定された楽曲ファイルがナップスターのインデックスに含まれているかどうかを調査のうえ、原告らの権利を侵害するものと合理的に認識したファイルをインデックスから削除することを命じた。

まだまだ問題は 解決したわけじゃない

この判決によって、P2P技術を利用した ファイル共有システムに関する法的な問題 が解決したわけではない。ナップスター社 は、音楽データファイル自体をサーバー上 に保有していないものの、これらのファイ ルのインデックスを管理しているから、寄 与侵害の責任を負うものと結論付けること ができた。しかしインデックスを管理せず に、すべてを各ユーザーの端末上で分散 処理するグヌーテラ(Gnurtella)型のシス テムの場合には、いったい誰が責任を負う ことになるのか。グヌーテラを配布した者 が、グヌーテラを利用した複製行為につい て寄与侵害の責任を負うものと考えてよい のだろうか。それとも、権利者は音楽コン テンツをダウンロードできるようにしている 個別のユーザーに対して、権利を主張し ていく必要があるのだろうか。

さらに、やっかいな問題がある。それは、海外で運営されているファイル共有システムについてどう考えるかということである。現に、ナップスター社に対する訴訟が提起されてからは、類似のサービスを提供する事業者の多くは、海外に拠点を移しつつある。海外におけるファイル共有サービスの提供に対して、著作権者は、どのような対応がとれるのであろうか。

日本でも、P2P技術を利用したファイル 共有システムに関する問題が顕在化してお り、2001年11月28日には、「WinMX」というグヌーテラ型のソフトウェアを使って、ビジネスソフトや音楽ファイルの送信を可能にしていた者が逮捕されるにいたった。さらに、2002年1月29日には社団法人日本レコード協会の会員レコード会社19社と社団法人日本革業著作権協会(JASRAC)とが、ナップスター型のファイル交換システムを運営している有限会社日本エム・エム・オーに対して、著作権侵害を理由として、音楽CDから作成されたMP3ファイルの交換停止を求める仮処分を申請することとなった。日本でも、P2P技術を使ったファイル交換システムの適法性について、本格的に議論されることになる。

技術を生かした 望ましいインフラの姿とは

技術革新に伴ってコンテンツの利用が促 進され、その付加価値が高まること自体は、 権利者側としてもユーザーとしても歓迎す べきことだろう。しかし、利便性の向上の みを強調して無許諾で利用できる範囲を やみくもに拡大していった場合、創作活動 に対するインセンティブを著しく害してク リエイティブな産業が壊滅的な打撃を受け ることもあり得る。そのような社会を、多 くの人は望んでいない。P2P技術をうまく 使えば、権利者の権利を適切に保護しつ つ、コンテンツの付加価値を高めることは、 十分に可能である。そのためのインフラは どうあるべきか。望ましいインフラを作り 上げるために、どのような法制度が望まし いのかについてこれから真剣に考えなけ ればならない。

1つの解決方法として、P2P技術を使ってファイルが共有できるコンテンツをあらかじめ特定し、権利管理情報を埋め込んだうえで、ファイルを共有するような仕組みが考えられる。その場合、ナップスター社のような運営会社はユーザーから料金を徴収してこれを一定のルールに従って権利者に配分することになる。

悩める創造者たちの 考える!? インターネット 第六回 また、ファイルが共有されるコンテンツを暗号化してクリアランス(認可)センターから復号するためのキーを買い取った者だけがキーによって特定された利用範囲で、これを利用できるようにするといった仕組みも考えられる。その場合には、利用者による利用履歴を記録することになるので、利用者のプライバシーに対する配慮も必要となるだろう。

Cookieと プライバシーの権利侵害

この関係で問題となるのは、インターネ ット上でしばしば利用されているCookie である。ユーザーの端末に記録された Cookie情報を参照することによって、ウェ ブサイトの運営者は利用者を識別してその 利用履歴を調べることができるようにな る。店舗内に防犯カメラを設置していても、 あまり問題とされることはないだろう。来 店者は通常防犯カメラの存在を知り得る し、防犯カメラの設置は合理的であるから である。しかし統計的なデータ収集の目 的を超えて特定の利用者個人の利用履歴 を収集するために、Cookieを利用する場 合には、プライバシーの権利侵害が問題と なるおそれもある。技術に奢らず技術を うまく生かす工夫が必要である。





intellectual property rights

photo:Nakamura Tohru (mermaid)

宮下 佳之:今回の執筆者 弁護士、ニューヨーク州弁護士。 国際取引や知的財産権にかかわる契約、紛争処理などを主に手がける。

松倉 秀実:前回担当

弁理士。ソフトウェア・インターネット技術の特許・商標問題を主な仕事とする。

寺本 振透 :前々回の執筆担当

弁護士。ベンチャー企業向け金融と決済に関するセミナー、雑誌論文などが多い。

この3人の執筆陣によるインターネットマガジンの連載が1冊の本になっています。 『よくわからん!? インターネット時代の法律入門4小社刊)





「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

この PDF ファイルは、株式会社インプレス R&D (株式会社インプレスから分割)が 1994 年~2006 年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面を PDF 化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

http://i.impressRD.jp/bn

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- ■このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の 非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先 株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部 im-info@impress.co.jp